

監査公表第8号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査の結果を下記のとおり公表する。

令和3年12月27日

田原市監査委員 河合 孝喜

田原市監査委員 古川 美栄

記

1 準拠した基準

田原市監査基準

2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

3 監査の対象

令和3年度に契約した工事のうち、契約金額が2,000万円以上のものの中で次の工事を対象とした。

- (1) 工 事 名 福江小学校屋内運動場長寿命化改修工事
- (2) 場 所 田原市福江町宮ノ脇1番地
- (3) 請負金額 127,600,000円
- (4) 工 期 令和3年5月26日から令和4年2月28日まで
- (5) 請負会社 株式会社森下工務店
- (6) 担当部局 教育部 教育総務課
都市建設部 建築課

4 監査の着眼点

(1) 計画

- ・ 工事の計画は妥当か。
- ・ 関係法令（建設リサイクル法、労働安全衛生法など）に基づく必要な書類が適切に整備されているか。
- ・ 騒音、振動及び交通等の周辺環境に対する配慮は適切に行われているか。

(2) 設計

- ・ 現場の状況に適合した経済的な設計が行われているか。

(3) 積算

- ・ 数量、金額は正確か。
- ・ 算出根拠は明確か。

(4) 契約

- ・ 入札の経緯、契約書類一式の整備状況、諸届と保険類の内容は適切か。

(5) 施工

- ・ 施工計画書（管理方針、施工体制、工程、安全対策など）、施工管理資料（工事写真、日報、産業廃棄物処分計画など）は整備されているか
- ・ 現場状況に合わせ、安全管理は適正に行われているか。
- ・ 法令等を遵守し、設計図書どおり施工されているか。
- ・ 監督、管理（監理記録・打合せ簿の整理、監督員の指摘事項への対応など）は適正に行われているか。
- ・ 設計変更の理由、内容は適正か。

5 監査の方法

担当部局から事前に監査資料の提出を求め、書類を監査するとともに、関係職員と請負業者に事情聴取及び現地調査を行った。

なお、監査実施にあたっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、協同組合総合技術士連合に調査を委託し、技術士による調査を実施した。

監査委員は、その調査に立会い確認するとともに、技術士から提出のあった工事技術調査結果報告により総合的に判断した。

6 監査の実施場所及び実施日

実施場所 田原市役所北庁舎3階300会議室及び現地

実施日 令和3年11月16日(火)

7 監査の結果

工事技術調査結果報告書と併せ、対象工事の書類及び現場を検査した結果、工事関係書類は整理できており、設計を始め各段階における技術的事項の実施状況は、概ね適正に執行されていると認められた。

また、施工上留意すべき事項のうち軽微なものについては、監査実施の際に関係職員及び請負業者に口頭で改善等の指導を行ったため、記述を省略する。